

☆自己の土地の利便性向上を目的とした付替は、原則、土地交換の対象となりません。

(1) 「公共土木施設付替事前調査依頼書」の提出

土木調査課に提出してください。

- ①関係各課と現地調査などを行った上で、意見をとりまとめ、その可否について回答いたします。

調査回答

- ②「不可」であれば、付替えはできません。
- ③「可」であれば、同意関係や測量・登記関係などの条件が満たされ次第、土地交換の手続きを行います。
※付替えは「可」であっても、土地交換の対象とならない場合があります。その場合、付替前の公共土木施設は払下げ、付替後の公共土木施設は寄付となります。

約1か月半

(2) 申請人作業（同意関係や測量・登記関係などの条件処理）

【同意関係】

- ①付替することについて、隣接する土地所有者など利害関係人の同意が必要となります。

【測量・登記関係】

- ①土地表題登記などの登記が必要となる場合、法務局との協議並びに登記に必要な測量作業などは、申請人の負担で行っていただきます。

【その他】

- ①その他の条件がある場合は、その処理も必要となります。

(申請人作業)

(3) 「土地交換申請書」及び必要書類の提出

登録免許税算出のため、土木調査課から資産税課に「固定資産仮評価額証明書」の交付を依頼します。土地交換により申請人所有となる土地について、土地表題登記などが必要な場合は、市が嘱託登記で行いますので、登記に必要な書類は事前に提出してください。

必要書類	ア) 法務局に提出する書類（土地所在図、地積測量図、土地調査書、道・水路境界明示書 など）
------	---

登録免許税を納付後、必要書類とともに提出してください。

- ①提出書類の確認後、土地交換契約を締結します。

必要書類	ア) 土地交換申請書 イ) 土地交換契約書（2部） ウ) 公共土木施設の付替同意書 エ) その他、条件を処理したもの オ) 収入印紙（200円） カ) 法務局に提出する書類（登録免許税の領収証書[原本]、登記原因証明情報、登記承諾書兼登記原因証明情報、印鑑証明書、住所証明書、資格証明書[法人の場合] など）
------	---

約2か月

(4) 土地交換契約の締結

- ①土地交換契約の締結後、所有権移転登記を市が嘱託登記で行います。

(5) 所有権移転登記完了

■実測と地積測量図が異なる場合は、地積更正登記が必要となります。

■法務局と協議の結果、必要な登記手続きができない場合は、土地交換もできませんのでご了承ください。

お問い合わせ

○里道・水路敷などの付替全般に関すること

土木局土木総括室土木調査課 調査・管理チーム ☎ 0798-35-3685